

広報

ごしよがわら

発行所
五所川原市役所
第579号
昭和59年11月15日
印刷 (有) 西北印刷

市の人口 男 25,386人 世帯数 14,650
52,641人 女 27,255人 (昭和59年10月31日現在) 住民基本台帳から



名物津鉄のストーブ列車

久し振りに沸いた
豊作の取り入れも終り
父は出稼ぎに発った
一冬の別れは長いが
正月には一度帰ると
屈託のない声が明る
い
太い指の掌が
子らの頭をなでる
お土産は何かな？
もう子らは帰りを待つ

田んぼの刈り跡を
低い雲の影がよぎり
お岩木様はもう雪だ
冷たい水で漬菜を洗う
母もせつせと忙しい
もたもたしている
冬が山を駆け降りて来る

そんな北の津軽路を
おらが津鉄のストーブ列車
煙りを吐いて今年も走る
車内はぽかぽか暖かく
お伽の国のロマンスカーだ
豊富な話題が
あかあかと燃える火を囲む
村へ来た嫁コの話
よく当るイダコの話
東京さ就職した息子の話
そして夫の飯場の話等々

地域を興す足となり
夢を育てて五十余年
うなる地吹雪なんのその
北のロマンをかきたてて
今年もストーブ列車が走る

新津軽大橋建設着工

西北五を結ぶ大動脈

63年度完成 盛大に起工式

県営津軽北部地区広域営農団地農道整備事業で建設が進められていた「新津軽大橋」の地鎮祭及び起工式が十月三十一日、建設現場

で県知事（代理）はじめ東北地方農政局、東北地方建設局、関係市町村長、西北土地改良区理事長ら八十名が出席して盛大に行われました。

この農道は、本市をはじめ木造町、森田村、稲垣村、車力村、柏村の一市一町四村で組織している津軽北部地区大規模農道促進協議会（会長・森田市長）が中心となつて整備促進を強力に陳情してきたもので、本市

から木造町、稲垣村を通り車力村に至る延長二、〇五八メートルの広域農道です。この概算事業費は、三十一億三千万円余が見込まれ、七十二年度の完成が予定されております。

これまで、木造新田、屏風山一帯からの農産物などの流通路は、乾橋の交通渋滞によりその目的を疎外されておられ、団地全地域の農業生産流通の幹線農道の必要性が叫ばれて来ましたが、この農道の完成により津軽北部の食糧基地であるそれぞれの営農団地が一体化され、生産から流通、加工、資材運搬まで計画的集出荷が容易になり、高速輸送体系への接続が可能となります。

とりわけ今年度から着工の新津軽大橋は、市内内川地区と木造町芦屋地区を直結する西北地方の大動脈となるものです。

今年から五カ年計画で、工事費十四、五億円をかけて完成させることになっていますが、今年度は事業費一億九千七百万円のうち約六千万円で橋脚二基を仕上げます。

現在西北の交通は、国道一〇一号線の乾橋一本だけに頼っていますが、交通渋滞がひどくなっていることもあり、この大橋の早期完成には、農産物の流通路はもちろんのこと、地域住民の交流の橋としても大きな期待が寄せられています。



「新津軽大橋」建設 地鎮祭



起工式であいさつをする森田市長

市民一丸で暴力追放



総決起大会に八百人参加

森田市長が「明るく平和なまちづくりのために、暴力追放が一大市民運動に高まることを望みます」とあいさつを述べました。

また、地代所警察署長からは「完全追放には何よりも市民の協力が不可欠。今大会を契機に全市民が勇気をもって徹底追放に立ち上がり、一丸となって息の長い運動を続けてほしい」と市民の協力を要請しました。

続いて、浅川勇市議会議長(議長代理)が次の大会宣言を読み上げました。
(1)暴力を温存しないよう社会環境の浄化運動を進めらる。
(2)暴力団への資金供給とるような行為を追放する。
(3)小さな暴力も絶対に許さぬ勇気をもった行動をとる。

このあと、五所川原第一中学校のプラスチックバンドなども参加して全員がパトカーを先導に、市内目抜き通りを約三キロにわたってパレードをし、道行く市民たちに約三千枚のチラシを配り、暴力追放を強く訴えました。

暴力を許すな。市民総ぐるみで追放に立ち上がろう。と十一月七日午後一時、市民文化会館で「暴力追放市民総決起大会」が開かれました。

大会は市をはじめ、市内内会連合会、五所川原地区防犯協会、五所川原地区BBS会、市連合PTA、五所川原警察署など合わせて三十八関係団体、約八百人が参加して開催されました。大会は暴力への怒りとともに、市民に広がりをもせている暴力追放の機運を高め、市民一丸となって排暴運動を展開しよう」と市が音頭を取ったものです。

大会は佐々木初海地区更生保護婦人会長の開会宣言のこぼで始まり、初めに

事件の発生を知ったら

暴力一〇番へ

現在、市民生活を脅かしている暴力団対立抗争事件に対し、五所川原警察署は全署員あげて、事件の早期解決及び未然防止に努力しています。

しかし、市民の協力なくしては事件の解決は困難であり、今回の事件に関係するものや、暴力団に関する情報などを積極的に提供していただくため、十月二十五日から当分の間「暴力一〇番」を設置し、暴力を追放して明るく住みよい街づくりのため、広く市民のご協力をお願いすることになりました。

仕返しや怖いからなどの理由で通報しないと、暴力団を助長させ、さらに次の抗争事件を誘発することになります。
引込み思案にならず、ぜひ暴力一〇番に通報をお願いします。(五所川原警察署)

暴力110番

県警捜査二課 0177732770番
青森署 0177223300番
弘前署 0172348888番
五所川原署 0173347000番

清掃シリーズ(2)

(衛生課)

ゴミの処理の仕方を、もう一度確かめましょう

分別	燃えるゴミ	燃えないゴミ	粗大ゴミ
ゴミ類	<ul style="list-style-type: none"> ●紙くず、新聞、雑誌、靴、ポロくず、残飯等も含む家庭厨介類(水切十分なもの) ●木、竹、わら工品等及び畑から出る草、キミ殻等はよく乾燥したもので、五〇センチ位に切断したもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ●空缶、空ビン、ガラスくず、蛍光管、電気釜、ゴム、ビニール製品、プラスチック製品。 (ゴム、ビニール、プラスチック製品は燃えませんが、大気汚染の原因となるため) 	<ul style="list-style-type: none"> ●大型電化製品、タタミ、タンス等の家具等、自転車、厨房用具等。 ●市ではこのゴミは収集していません。
			<p>※燃えるゴミの焼却場 市内大字高瀬字一本柳一番地 西北五衛生処理組合焼却場</p> <p>※燃えないゴミの埋立地 市内大字野里字山の越二五の一 野里不燃物埋立地 次回は処分料金等</p>

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 56年度の人件費率
57年度	58,331 52,815 人	千円 12,332,027	千円 94,425	千円 1,913,380	% 15.5	% 15.2

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
59年度	410人	千円 922,662	千円 169,279	千円 388,268	千円 1,480,209	千円 3,691.3

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 給与費は当初予算(9月補正後の予算)に計上された額である。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(59年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給料月額	平均年齢
五所川原市	円 196,602	円 230,015	歳 40.10	円 163,193	円 185,397	歳 46.7
国	円 213,340		歳 40.1	円 193,150		歳 48.5

(4) 職員の初任給の状況(59年4月1日現在)

区 分	五 所 川 原 市		国		
	決 定 初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	初 任 給	採用2年経過日 給 料 額	
一般行政職	大学卒	100,200円	109,100円	104,000円	114,900円
	高校卒	87,700円	93,400円	87,700円	93,400円

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(59年4月1日現在)

区 分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	170,400円	205,200円	238,500円
	高校卒	140,510円	176,266円	189,985円
技能労務職	大学卒	円	円	円
	高校卒	136,141円	円	円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。

市職員給与等の状況

自治省事務次官通知(自治給第三十九号)に基づき職員の給与を公表します

やさしさを隣人に。赤い羽根共同募金運動が、去る十月に行われましたが、全国各地の街頭では、ボランティアによる募金運動が展開され、福祉の向上にと多くの「善意」が寄せられ感謝されています。

本市においても運動期間中の十月十一日に、市内本町中三デパート前で、森田市長をはじめ平山誠敏市社会福祉協議会長らが、街頭奉仕者を激励して運動を盛

市民の善意を求め
募金呼びかけ
赤い羽根
共同募金



共同募金奉仕者を激励する森田市長ら

り上げました。市社会福祉協議会では昨年の運動期間中、六百五十万円の善意が赤い羽根に寄せられましたが、今年七月三十一日まで募金活動が行われます。

募金は、在宅福祉サービス事業、寝たきり老人、心身障害者、生活保護者の世話、災害見舞金などに充てられています。

「やさしさをください」

(6) 一般行政職の等級別職員数の状況（59年4月1日現在）

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長	主事	主事補	
職員数	18人	58人	78人	95人	78人	20人	347人
構成比	5.2%	16.7%	22.5%	27.4%	22.5%	5.7%	100%
参考	1年前の構成比	2.9%	15.4%	20.6%	28.6%	9.4%	100%
	5年前の構成費	2.7%	12.1%	19.6%	26.0%	28.1%	100%

(注) 1. 五所川原市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名である。

(7) 職員手当の状況

区分	五所川原市			国		
	(58年度支給割合)			(58年度支給割合)		
期末手当	6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.5月分	6月期	期末手当 1.4月分	勤勉手当 0.5月分
勤勉手当	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分
退職手当	(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
	勤続20年	25.2558月分	34.692月分	勤続20年	21.0月分	28.875月分
	勤続25年	34.495月分	48.3387月分	勤続25年	28.375月分	44.55月分
	勤続35年	54.245月分	71.4372月分	勤続35年	48.125月分	63.525月分
	最高限度額	66.42月分	71.4372月分	最高限度額	60.0月分	63.525月分
	1人当たり平均支給額	1,108千円	12,487千円			
	その他の加算措置	制度なし		その他の加算措置	制度なし	
	退職時特別昇給	なし		退職時特別昇給	原則1号俸	
	50歳以上で勤続20年以上の勸奨退職者	4号給		50歳以上で勤続20年未満の勸奨退職者	2号俸	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

調整手当	支給対象地域	医療職(-)の適用を受けている職員
(59年4月1日現在)	支給率	9%
	支給対象職員数	18人
	国の制度(支給率)	9%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額(57年度決算)	380,507円

恵まれない人へ
愛の寄金ありがとう

社会福祉に役立
ててと十万円

鳥森の藤田さん
市内鳥森の藤田博さん
(四七)は十月二十三日、
社会福祉に役立ててください
と現金十万円を市社会福
祉協議会に寄付しました。

このお金は、先に亡くな
った父の香典返しとして寄
付したものです。

「愛の一握箱」か
ら四万七千余円

西北五すし組合
青森県すし組合西北五支
部(高橋幸一支部長)は十
月二十六日、市社会福祉協
議会へ現金四万七千七百四
十一円を寄付しました。

このお金は組合加盟の三
十四店が、カウンターに上
げて置いた「愛の一握箱」
に入れられた釣り銭などを
集めて寄付したものです。

二万五千円寄付

県信用組合五所
川原支店貯蓄会
貯蓄会である重陽会(稲葉

忠司代表・会員四十五名)
は十一月一日、困っている
人に役立ててくださいと市
社会福祉協議会に現金二万
五千円を寄付しました。

市社協への寄付は今年で
四回目となり、関係者から
感謝されております。

バザールの益金
一万三百余円

南小六年PTA
市立南小学校の六年生P
TAは十一月一日、東奥日
報五所川原支局を通じて市
社会福祉協議会の福祉基金
に現金一万三百五十円を寄
付しました。

このお金はこのほど同校
で開かれた校内バザールの
純益金の一部を寄付したも
のです。



特殊勤務手当 (57年度)	区 分		全 職 種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		31.4%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額		297,407円
	手 当 の 種 類 (手当数)		24
	代表的な手当の名称	支給額の多い手当	診療従事者手当
		多くの職員に支給されている手当	診療従事者手当

別 紙

(59年4月1日現在)

区 分	内 容	国の制度との異同	国の制度と異なる内容														
扶養手当	<p>他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者(次に掲げる者に限る。)のある職員に支給する。</p> <p>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む)</p> <p>(2) 18歳未満の子及び孫</p> <p>(3) 60歳以上の父母及び祖父母</p> <p>(4) 18歳未満の弟妹</p> <p>(5) 重度心身障害者</p>	<table border="1"> <tr> <th colspan="3">支 給 額</th> </tr> <tr> <td>配 偶 者</td> <td></td> <td>12,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配 偶 者 以 外</td> <td>1人目</td> <td>配偶者有 3,800円 配偶者無 8,300円</td> </tr> <tr> <td>2人目</td> <td>3,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3人目以上</td> <td>1,000円</td> </tr> </table>	支 給 額			配 偶 者		12,300円	配 偶 者 以 外	1人目	配偶者有 3,800円 配偶者無 8,300円	2人目	3,800円		3人目以上	1,000円	同 じ
支 給 額																	
配 偶 者		12,300円															
配 偶 者 以 外	1人目	配偶者有 3,800円 配偶者無 8,300円															
	2人目	3,800円															
	3人目以上	1,000円															
住居手当	<p>1. 自ら居住するため住宅(貸間を含む)を借り受け、月額9千円を超える家賃を支払っている職員。 支給額 (1) 月額16,500円以下の家賃を支払っている職員 家賃- 9,000円 (2) 月額16,500円を超える家賃を支払っている職員 $\frac{(\text{家賃}-16,500\text{円}) \times \pm}{6,800\text{円が限度}} + 7,500\text{円}$</p> <p>2. 自己の所有する住宅に居住する職員 支給額 1,000円 ただし、当該住宅が新築され、又は購入されたものである場合は、当該新築又は購入がなされた日から起算して5年経過するまでの間は、月額 2,500円</p>	同 じ															
通勤手当	<p>1. 通勤のため交通機関または有料道路を利用して、その運賃又は料金を負担することを常例とする職員。 支給額 運賃等相等額。ただし運賃等相等額が17,600円を超える場合は、17,600円にその超えた額の2分の1の額(2,800円限度)を加算した額</p> <p>2. 通勤のため自転車その他の交通の用具で規則で定めるものを使用することを常例とする職員。</p> <p>3. 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ自転車等を使用することを常例とする職員。 支給額 運賃等相等額及び前号に掲げる額の合計額</p> <p>※いずれの場合も原則として徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km未満であるものを除く。</p>	<table border="1"> <tr> <th>使用距離</th> <th>支給額</th> </tr> <tr> <td>片道5キロメートル未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>片道5キロメートル以上 10キロメートル未満</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>片道10キロメートル以上</td> <td>3,600円</td> </tr> </table>	使用距離	支給額	片道5キロメートル未満	2,000円	片道5キロメートル以上 10キロメートル未満	2,400円	片道10キロメートル以上	3,600円	同 じ						
使用距離	支給額																
片道5キロメートル未満	2,000円																
片道5キロメートル以上 10キロメートル未満	2,400円																
片道10キロメートル以上	3,600円																

(8) 特別職の報酬等の状況(59年4月1日現在)

時間外 勤務手当	57年度	支 給 総 額	73,347千円
		職員1人当たり支給年額	96千円
	56年度	支 給 総 額	85,803千円
		職員1人当たり支給年額	113千円

区 分		給 料 月 額 等			
給 料	市 長	655,000円			
	助 役	545,000円			
	収 入 役	490,000円			
報 酬	議 長	315,000円			
	副 議 長	285,000円			
	議 員	265,000円			
期 末 手 当	市 助 収 入 役	(58年度支給割合)			
		6 月 期	1.4	月 分	
		12 月 期	1.9	月 分	
		3 月 期	0.5	月 分	
		計	3.8	月 分	
手 当	議 副 副 議 員	(58年度支給割合)			
		6 月 期	1.4	月 分	
		12 月 期	1.9	月 分	
		3 月 期	0.5	月 分	
		計	3.8	月 分	

事業資金の借入れは有利 な「信用保証付融資」を

市では地元中小企業の経営の安定と近代化を図るため、県信用保証協会と協調して次のような特別保証融資制度を実施しております。

▽中小企業不況対策資金特別保証融資制度

- (1)資金の使途 運転及び設備資金
- (2)保証金額 五〇〇万円以内
- (3)保証期間 五年以内
- (4)利息 金融機関の所定利率
- (5)保証料 年率〇・九五%

- (6)保証人及び担保 保証人は一名以上必要ですが担保は原則として不要です。

▽中小企業近代化資金特別保証融資制度

- (1)資金の使途 運転及び設備資金
- (2)保証金額 二、〇〇〇万円以内
- (3)保証期間 七年以内
- (4)利息 金融機関の所定利率
- (5)保証料 年率〇・九五%

- (6)保証人及び担保 保証人は一名以上必要ですが担保は原則として不要です。

円以内(但し商工調停士の指導を受けているものは別枠としてさらに三、〇〇〇万円以内)

- (3)保証期間 運転資金五年以内(但し商工調停士の指導を受けているものは七年以内) 設備資金七年以内
- (4)利息 年六・八〇%

▽地場産業活路開拓資金特別保証制度

- (1)資金の使途 運転及び設備資金
- (2)保証金額 一、五〇〇万円以内(但し企業化資金五、〇〇〇万円以内)
- (3)保証期間 運転資金七年以内、設備資金十年以内
- (4)利息 年率六・四%
- (5)保証料 年率〇・八〇%
- (6)保証人及び担保 保証人は一名以上必要に応じて担保を徴求します。

▽中小企業体質強化資金特別保証制度

- (1)資金の使途 運転及び設備資金
- (2)保証金額 三、〇〇〇万円以内
- (3)保証期間 十年以内
- (4)利息 金融機関の基準貸出金利から〇・五%引き下げ利率
- (5)保証料 年率〇・九五%

- (6)保証人及び担保 保証人は一名以上必要に応じて担保を徴求します。

(6)保証人及び担保 保証人は一名以上必要に応じて担保を徴求します。

円以内(但し商工調停士の指導を受けているものは別枠としてさらに三、〇〇〇万円以内)

- (3)保証期間 運転資金五年以内(但し商工調停士の指導を受けているものは七年以内) 設備資金七年以内
- (4)利息 年六・八〇%

▽中小企業長期経営安定資金特別保証制度

- (1)資金の使途 運転及び設備資金
- (2)保証金額 五、〇〇〇万円以内(但し事業転換法に規定する組合七、〇〇〇万円以内)
- (3)保証期間 十年以内
- (4)利息 金融機関の基準貸出金利から〇・五%引き下げ利率
- (5)保証料 年率〇・九五%

▽中小企業手形割引、商手担保特別保証制度

- (1)保証金額 五、〇〇〇万円以内、期間特に定めなし

※業種等によっては、保証の対象とならない場合もありますので、詳しくは県信用保証協会五所川原支部へお問い合わせ下さい。(☎三五―四二二番)

事故見舞金制度に加入していますか

種類	事故・災害の程度	給付額	
死亡見舞金	出稼中(出発から帰宅まで)における死亡。ただし、一時帰宅中の死亡を除く。	500,000円	
傷病見舞金	出稼中における負傷又は疾病で休業療養を要するもの	6カ月以上であるもの	80,000円
		3カ月以上6カ月未満であるもの	60,000円
		1カ月以上3カ月未満であるもの	50,000円
障害見舞金	出稼中における負傷又は疾病による障害で、通常の就労を不能とする程度のもの	200,000円	
火災見舞金	加入者の留守宅の火災による焼失(半焼以上)	80,000円	
	加入者の出稼就労先宿舎の火災で、加入者に著しい損害を生じさせたもの	30,000円	

「事故見舞金制度とは」
出稼労働者および留守家族のしあわせのために、県と市町村がつくった出稼協会で行う互助制度です。
出稼ぎする方がみんな加入し、掛金を出し合ってお互いに助け合

「加入申し込みは」
市市民相談室及び各支所窓口で受付けています。

「出稼ぎ労働者とは」
一カ月以上一年未満居住地を離れて就労し、就労後居住地に帰る方をいいます。(県内外の就労を問いません。)

「事故見舞金制度とは」
加入した出稼ぎ労働者は出稼期間中いつ、どこで災害にあっても見舞金を受けられます。

「加入申し込みは」
市市民相談室及び各支所窓口で受付けています。

※詳しくは、市民相談室にお問い合わせください。(☎35-2111 内線282番)

第5回 青森県郷土料理コンクールを開催

青森県の郷土料理を再認識するとともに、最近のし好に合った新しい料理の作品を募集し、優れた作品には、県内外に「あおもりの味」として広く宣伝紹介し、その商品化・定着化を図るため下記応募要領により開催します。

○応募要領

1. 作品規定

- (1) 課題部門の作品は、きのこ、山菜を主材料にした料理とします。
- (2) 自由部門の作品は、県内で生産される材料を主とした最近のし好に合った新しい郷土料理にふさわしい作品とします。
- (3) 作品は本コンクールに未発表のものに限ります。

2. 応募資格 資格は問いません。

3. 受付期限 11月30日(金)まで

4. 応募先 (問い合わせ先)

〒030 青森市長島1丁目1の1 青森県観光課内
 (社)青森県物産協会 郷土料理コンクール係
 (☎0177 221111 内線4177)

5. 応募方法

市商工観光課または県観光課に備え付けている出品申込書に所要事項を記入のうえお申し込みください。ただし、同一人が応募できる数は一部門3点以内までです。

6. 審査

応募作品は予備審査(書類審査)を行い、予備審査を通過した作品について本審査を行います。本審査では、作品1点につき試食用1人前、展示用1人前を作ってください。本審査は昭和59年12月14日(金)、会場は青森市民文化センターです。

7. 発表及び授賞

本審査の結果は本審査当日、会場において発表します。
 ○賞 ・特選…1点5万円。 ・準特選…1点3万円。
 ・入選…3点1万円。

特選には知事賞として楯を、入賞者すべてに県物産協会から賞状のほか副賞を、また選外者には記念品をそれぞれ贈呈します。

無限無償の太陽エネルギーを 活用しよう!

今日、大きな関心事となっている省資源・省エネルギーの課題を少しでも推進するため国では、ソーラーシステム導入者に対して、次のソーラーシステム総合普及施策を打ち出し、より多くの方々にご利用いただき、石油から太陽へと代替エネルギーの確保を図り、

便利で快適な生活環境の寄与に努めております。現在、ソーラーシステムは、給湯から冷暖房まで全国各地の様々な分野で利用され始めています。例えば、お風呂屋さんをはじめホテル・旅館、工場、寮などのように大量のお湯を使うところ、あるいは、

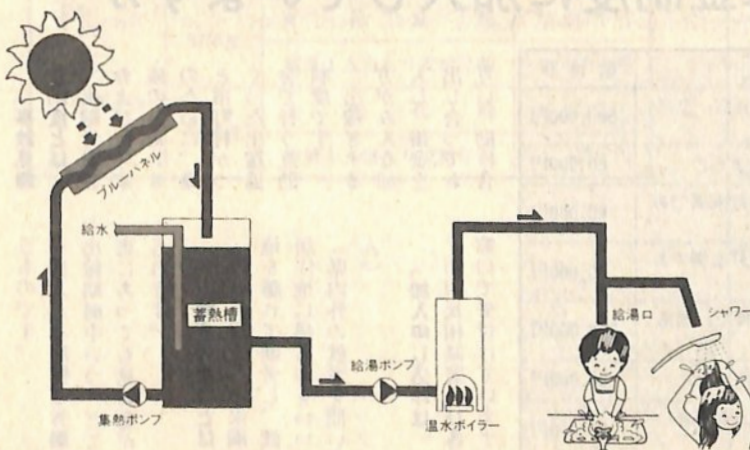
病院、社会福祉施設などでも利用されており、又一般の事務所・住宅はもちろん、産業用までも広く役立つておりますので、みなさんもお利用してみても、いかがですか。

- ▽普及促進事業の実施
- (1) 公的施設に対する設置補助
 - 地方公共団体及び公的法人等が設置運営する施設等に対して(補助率二分の一以内)
 - (2) 住宅・事業用施設に対する低利融資
 - 住宅金利五・五%
 - 事業用施設金利六・五%
- 償還期間十年
 △税制・金融上の優遇措置

- 置の実施
- (1) 事業用ソーラーシステムに対する税制上の優遇措置
 - 減価償却資産の取得価額の七%を減税、又は初年度取得価格の三〇%の特別償却制度
 - 固定資産税課税標準の特例(五分の四、三年間)

- 金による融資
- 一、五〇〇万円以下無利子
 - 償還期間 五年以内
- (3) 中小企業の施設に対する融資(中小企業金融公庫)
- ※詳しくは、青森県企画部調整課 エネルギー担当へおたずねください。
 (☎〇一七七一三二一一 一一一 内線二二五二番)

給湯システム



「一日総合市民相談所」を開設

市では、市民の日常の悩み、困りごと、心配ごとを解消し、明るく楽しい家庭生活を築いてもらうため、次の日程で、「一日総合市民相談所」を開設します。

お気軽にご利用下さい。

▽日時 十一月二十九日(木)午前十時から午後三時まで

▽場所 市民文化会館

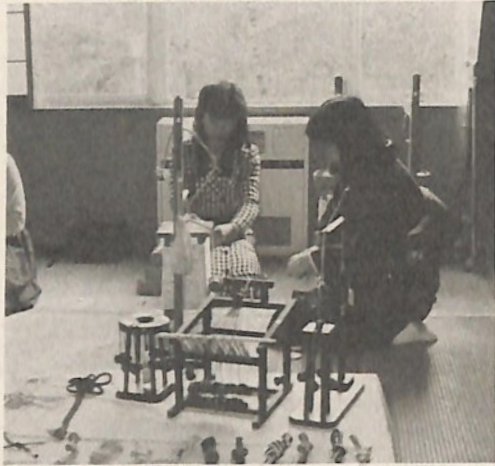
▽料金 無料です。

▽相談内容 土地建物、借地借家、登記金銭貸借、相続贈与等、交通事故、困りごと、国税、職業相談及紹介、国道・県道並びに建築問題、中小企業の金融、行政問題、家庭紛争、離婚、婦人、母子家庭更生資金、

里親その他心配ごと、労働条件、解雇問題、賃金不払、食品衛生、健康相談、公害に関する問題他。

▽その他、住所、氏名、電話番号、相談の要点等そえて、十一月二十日まで市民相談室(☎三五二二一一番)へ申込んで下さい。

■教養講座■ 組ひも受講者募集



熱心に受講されるみなさん

組ひもは、日本独自の高度な発展をとげた技法で、歴史は古く縄文時代へとさかのぼります。とくに奈良時代からの手法を正確に伝え現代でもそのまま実用化されている工芸です。

あなたも二つとない「紐」を組んでみませんか。知人・友人・両親などにプレゼントして喜ばれております。みなさんの受講をお待ちしております。

▽期日 六十年一月二十二日(火)・二十四日(木)・二十九日(火)・三十一日(木)、二月五日(火)・七日(木)・十二日(火)・十四日(木)・十九日(火)・二十一日(木)

▽納期限 十一月三十日
国民健康保険税 三期
固定資産税 四期
▽納期限十二月二十八日
国民健康保険税 四期
市県民税 四期

市税完納にご協力を

日から十二月二十八日まで強調期間を設けて納税者の納期内完納、滞納者の自主納税促進、滞納整理等年内完納を旨に強調運動を実施中です。

市では納税貯蓄組合連合会と提携し、十一月一

津軽史研究 発表会開く

市内に住所または勤務先を有する勤労青少年で、満十五歳以上三十歳未満の方

▽締切り 十一月十九日(月)から十二月二十五日(火)まで

▽申込み・問い合わせ先 市勤労青少年ホーム(☎)

▽発表者 間山鉄夫(市立沖飯詰小学校長)
新谷雄蔵(市文化財審議員)
豊島勝蔵(市文化財審議員)

▽主催 北奥文化研究会

場所と相談日
変りました

交通事故相談所

交通事故相談所の場所と相談日が、十一月から変更されたようになりました。

相談日 毎月第二・四火曜日

場 所 市民相談室

この二日間は交通事故専門の相談日となりますので、お気軽においでください。

(市民相談室 ☎三五二二一一 内線二八一番)

俳句

五所川原俳句会提供

風船の目玉大きく晩稲守る 対馬 暉子
豊年やひよつとこ出を待つ里神楽 成田 市子
茗荷の子ひとつの呼吸のありにけり 平間 憲子
こおろぎのふと鳴きやみ真くらやみ 斎藤今日子
旅ごころ夜を日に継いで冷ややかに 前田せい女
芒道暮れゆく色ののりにけり 斎藤 サダ

新受入図書

市立図書館

書名	著者名	書名	著者名
本の旅・歴史の旅	文車の会	沈床	三好京三
年表日本歴史	篠弘道	姥ときめき	田辺聖子
青少年のボラン ティア活動	全国社会 福祉協議会	牡丹の庭	芝木好子
貨幣の歴史	稲垣史生	虫のいのちにも	水上勉
幼い子のいる 暮らし	毛利子来	12の素顔	渡辺淳一
戦争と愛	アリシャバナ	星に願いを	林真理子
世界情勢と 日本外交	世界の動き社	他人の花は赤い	平岩弓枝
空間の演出一窓	保坂陽一郎	誤判	和久峻三
国立故宮博物院 繡絲	国立故宮 博物院	私の手もと箱	秋山十三子
ユニット折り紙	布施知子	梅安料理ごよみ	池波正太郎
抹茶のすべて	土屋衛	おじいさんの 日和下駄	永忠順
竹と暮らし	上田弘一郎	いま花のとき	田中澄江
研究集録第20号	県小 学 校 長 会	私のものの見方 考え方	松本清張
青森県観光要覧	県商工 部 労働 部	愛情物語	赤川次郎
絵と文弘前	笹森貞二	懐かしき友へ	井上淳
教育関係職員録59	県市町村 連絡協議会	破牢の人	太田蘭三
おえん遊行	石牟礼道子	女人用心帖	多岐川恭
野望将軍	笹沢左保	飾花	栗崎昇
		日本の天然記念物	加藤陸奥雄
		暮しの夢づくり	西村玲子
		寺と社	赤井達郎
		単身赴任	朝日新聞社



健康 コーナー

みんなの健康教室へどうぞ

医師会と家庭を結ぶ「みんなの健康教室」が次の日程で開かれます。お気軽においでください。

今回のテーマは身体(四肢・体幹)の痛みについて

▷とき 11月30日(金) 午後1時

▷ところ 市保健センター(旧警察署跡)

▷講師 桂修二先生

▷主催 北五医師会・五所川原市民保健協議会

移動保健所のお知らせ

▷とき 12月5日(水)

▷時間 午前9時30分~11時30分まで

▷ところ 高野文化センター

①一般健康相談 ②血圧・心電図 ③尿・血液型等の検査
④総合健康診断。

▷料金 無料です。

乳幼児の健康診査

▷受付時間 午後1時~1時30分まで

▷持参するもの 母子健康手帳、バスタオル。3歳児健診時は、小ビンに当日の尿を入れて持ってきてください。

現在、病気療養中の乳幼児はご遠慮ください。

▷ところ 市保健センター(旧警察署跡)

月	齢	対象児	とき
3	カ	月 児	S 59年 8 月 生 12月11日
6	カ	月 児	S 59年 5 月 生 12月18日
1	歳	児	S 58年 11 月 生 12月24日
1	歳	6カ月児	S 58年 6 月 生 12月25日
3	歳	児	S 56年 8月・9月生 12月20日

街頭献血にご協力を

日	午前	午後
12月	3日(月) 市庁舎前お祭り広場 10:00~12:00	マルチモデパート駐車場 13:30~16:00
月	20日(木) 広田 日産自動車商會前 10:00~12:00	東北電力(株)五所川原 営業所前 13:30~16:00

県営 浅虫水族館のご案内

浅虫水族館は、寒帯、温帯、熱帯の各魚類の鑑賞及びアシカ・イルカのショーの観覧をすべて屋内において楽しめるよう工夫をこらして、みなさんの来館をお待ちしております。

・入館料(団体割引 30人以上10%・駐車料金1台300円)

大人	中学生	小学生	幼児
1,500円	700円	500円	100円

・開館時間

月	別	開館時間
12月	1日~3月20日	9:00~16:30
3月	21日~4月30日	9:00~16:30
5月	1日~6月30日	9:00~18:00

(12月以降の行事については、次回号でお知らせします。)